

## 休眠預金等活用法にかかる異動事由の変更について

令和4年9月22日

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）第2条第4項第2号に規定する異動事由について、以下のとおり、新たに行政庁の認可を受け異動事由に追加することと致しましたので、お知らせします。（下線部分に変更箇所です。）

### 【異動事由として取り扱う事由】

全金融機関共通の異動事由
① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
当行が認可を受けている異動事由
④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
⑤ <u>預金者等から残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限りします。）</u>
⑥ <u>預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りします。）</u>
⑦ 総合口座規程にもとづく他の預金について上記①から⑥のいずれかの事由が生じたこと

### 【変更日】

令和4年10月3日（月）

預金等の種類ごとに取扱う異動事由は次のとおりです。

預金等の種類	異動事由
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</li> <li>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</li> <li>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④ 預金者等からの申し出にもとづく入金専用通帳の発行があったこと</li> <li>⑤ 預金者等から残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</li> <li>⑥ 預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</li> </ul>
普通預金、 普通預金（決済用普通預金）、 貯蓄預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</li> <li>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</li> <li>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</li> <li>⑤ 預金者等から残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</li> <li>⑥ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</li> <li>⑦ 「とくぎん総合口座取引規程」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</li> </ul>
総合口座、 新総合口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除き</li> </ul>

	<p>ます。)</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等から残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</p> <p>⑥ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</p> <p>⑦ 「とくぎん総合口座取引規程」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
納税準備預金	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限り。）</p>
通知預金	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)</p> <p>② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>② 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無か</p>

	<p>った場合を除く。)、繰越があったこと</p> <p>③ 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）</p>
積立式定期預金、 定期積金	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）</p>
別段預金	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限ります。）</p>
期日指定定期預金、 自由金利型定期預金(M型)（スーパー定期）、 自由金利型定期預金（大口定期）、 変動金利定期預金	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p>

	<p>④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りです。）</p>
<p>自動継続期日指定定期預金、 自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、 自動継続自由金利型定期預金（大口定期）、 自動継続変動金利定期預金、</p>	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りです。）</p> <p>⑤ 「とくぎん総合口座取引規程」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>非居住者円普通預金、 非居住者円定期預金</p>	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）</p> <p>③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りです。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除く。）、繰越があったこと</p> <p>⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更があったこと（当行が把握できる場合に限りです。）</p>